

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人ふれあい福祉会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふれあい福祉会（以下「ふれあい福祉会」という。）の定款第6条及び第13条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第6条及び第13条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、会議、法人業務等に従事する場合は、役員等費用弁償規程に基づき、費用を弁償する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成29年 6月16日から施行する。